

金剛地区エリアブランディング公民連携事業実施業務

仕様書

令和4年6月

富田林市

産業まちづくり部 金剛地区再生室

## 1. 業務名

金剛地区エリアブランディング公民連携事業実施業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務目的

本業務は、ニュータウン問題が顕著化する金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台、以下「地区」という。）において、本市、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）及び南海電気鉄道株式会社が連携し、社会実験及びイベントを実施することにより、地区活性化に向けた賑わいづくり、公共空間の利活用の可能性等の検証を行い、地区のエリアブランディング、若者・子育て世代の定住促進等に寄与することを目的とする。

## 3. 主催者

富田林市、UR都市機構及び南海電気鉄道株式会社（以下「3者」という。）

## 4. 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。

## 5. 履行場所

ふれあい大通り、久野喜台1号公園、金剛銀座街商店街等

## 6. 提案上限額

1,500,000円（消費税、及び地方消費税を含む）

## 7. 支払条件

完了後一括払い

## 8. 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもと業務を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自らの組織の中から現場代理人、主任技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (6) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者と協議し、承認を得ること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を

仰ぐこと。

(8) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。

## 9. 業務打合せ

発注者と受注者は常に綿密な打合せを本市会議室、電子メール、電話等で行うものとする。打合せを実施した場合、速やかに打合簿を作成し、内容について発注者の承諾を得ること。

## 10. 業務内容

次の(1)から(8)に掲げる通りとする。ただし、業務の進捗等に応じ変更が必要な場合、発注者と協議のうえ契約額の範囲内で変更する。

### (1) 社会実験の実施

次の社会実験を実施すること。

#### ① ウォークアブルな空間づくりに関する社会実験

歩道空間の活用可能性を検証するための社会実験（ストリートファニチャー、パークレットの設置等）を実施するとともに、その需要について検証するための調査（アンケート調査等）を実施すること。なお、発注者において、ストリートファニチャー（既製品）を4種類程度準備するものとする。また発注者の準備するものの他、追加で独自提案も可能とする。

#### ② 次世代モビリティに関する社会実験

次世代モビリティ（キックボード、電動車いす、電動バイク、電動歩行領域モビリティ等）の導入可能性を検証するための社会実験（体験試乗の実施等）を実施するとともに、その需要について検証するための調査（アンケート調査等）を実施すること。なお、発注者において、次世代モビリティを3種類程度準備するものとする。また発注者の準備するものの他、追加で独自提案も可能とする。

### (2) イベントの実施

#### ① 賑わい創出イベントの企画・実施

(1) の社会実験を効果的なものとするため、魅力的な賑わい創出イベントを企画・実施すること。

#### ② 主な条件

- ・イベントは社会実験と一体的に実施するものとし、その名称は、地区の名称を使用し、親しみやすく、イベントに対する期待感が高まるものを設定すること。
- ・ターゲットは、市内外の若者・子育て世代（概ね18～39歳）とする。
- ・イベント実施日は、秋から冬頃の1日程度とし、土曜日・日曜日・祝日のいずれかを基本としつつ、天候に左右されず、イベント実施時間は、午前11時から午後8時まで

を基本とする。

- ・イベント実施時に、公園空間において公募によるキッチンカーを複数台導入すること。
- ・イベントは、ふれあい大通りを軸に、履行場所の周遊を促す企画とすること。
- ・イベントの企画・実施においては、「ひとづくり」「共創」「コミュニティ醸成」「沿線価値向上」「団地価値向上」を視野にいれ、ワークショップ型イベントを取り入れるなどの工夫をおこない、地区住民や地域事業者など、多様なステークホルダーが参画できるスキームを構築すること。
- ・イベント実施時の駐車場については、金剛中央グラウンドを使用するものとする（予約は日程を調整の上、発注者が行う）。
- ・イベントは地区の活性化につながる取り組みを創出する内容とするとともに、金剛地区の地域特性も踏まえた企画を検討すること。

### （３）全体管理

- （１）（２）の社会実験・イベントの全体管理を行うこと。

### （４）広報の実施

幅広い手法（ポスターの掲出、チラシの配架、SNSの活用等）、及び範囲（市内外の公共施設、民間施設等）について検討するとともに、ターゲットに訴求し、参加者の増加に結び付く効果的な広報を提案・実施すること。

### （５）各種手続き

業務実施に必要な許認可等（道路占用許可、使用許可等）について調査するとともに、適切な時期に必要な手続きを行うこと。

近隣の住民等に業務実施に関する事前周知を徹底するとともに、音響・照明等を使用する場合は、十分に配慮すること。

### （６）社会実験の効果検証

社会実験の結果を通じて、3者が設定する次の指標について考察すること。

#### 【3者が設定する指標】

1	<b>（ウォークアブルな空間づくりに向けた需要検証）</b> 沿道空間の活用性、滞在性、ストリートファニチャーのデザイン性、利用性について検証を実施。
2	<b>（次世代モビリティの需要検証）</b> 次世代モビリティの走行による、安全性や社会受容性、住民ニーズの高いモビリティの種類・利用場所・利用用途などについて検証を実施。

## (7) 特記事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大状況（大阪府への緊急事態宣言、富田林市へのまん延防止等重点措置の発令等）により、業務実施日の延期について検討すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症に配慮し、新しい生活様式等を踏まえた実施手法とすること。
- ③ 来場者の対応にあたり、事故なくスムーズな導線を得られるよう、動線計画の作成、案内看板等の設置を行うこと。
- ④ 業務実施中は、必要に応じて清掃を行うとともに、業務実施後は、業務実施場所の現状復旧を行うこと。
- ⑤ イベント保険に加入し、イベント運営上の瑕疵により、来場客など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより、主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険に加入すること。

## (8) 成果（業務）のとりまとめ

成果品は、次の通りとする。

ア. 業務実施報告書 3部

※業務実施内容、ポスター等の画像データ、業務当日の記録写真等。

イ. 上記にかかる電子データ一式（記録媒体に保存）

※データは、2次利用が容易に出来るよう留意して作成すること。

## 11. その他

- ① 受注者は、業務の進め方、及びその課題やポイント等について3者と協議し、協議録を作成・整理すること。
- ② 本業務の実施に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受注者の負担とする。
- ③ 受注者は、発注者と緊密に連絡をとり、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し指示を受けること。
- ④ 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、発注者とその都度協議のうえ決定すること。
- ⑤ その他、本業務に関する詳細は、富田林市業務委託契約約款（昭和63年3月18日制定 富田林市告示第9号）によるものとする。

以上